

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構  
インバウンド向け観光情報発信強化業務

仕様書

1 業務名

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）インバウンド向け観光情報発信強化業務

2 目的

現在徳島に多く来訪している地域は、香港及び台湾であるが、2020年東京オリンピック・パラリンピックや2021年のワールドマスタースゲームズ関西などのメガイベントにより、訪日外国人旅行者は今後ますます増加する事が見込まれる中、JNTO や広域DMO が情報発信を行っている「訪日グローバルキャンペーン」に対応した観光コンテンツ等と連動した、新たな国と地域の訪日外国人旅行者にも、広域周遊の際に選好される徳島の観光コンテンツの可視化がますます重要となっている。尚、香港と徳島を結ぶ季節定期便も2019年12月より2020年3月まで就航の予定である。

上記の状況を踏まえ、機構のWEBサイトにおいて、広域周遊の際に選好される徳島のコンテンツを整理し、そのコンテンツとの親和性の高いターゲットを設定し、ターゲットに合わせたコンテンツを多言語（英語、繁体字等）により制作・発信することにより、機構のWEBアクセス数の向上、延いては徳島県東部圏域15市町村の認知度向上・観光誘客の推進につなげることを目的とする。

3 委託料上限額

2,400千円（消費税及び地方消費税を含む）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

※消費税及び地方消費税は、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

4 委託期間

業務締結の日から令和2年3月13日（金）まで

5 業務の内容

(1) 機構WEBサイト新規多言語（英語・繁体字等）コンテンツ制作業務

- ①訪日外国人が、徳島県東部圏域15市町村に興味・関心を高める観光コンテンツを  
選考し、訪日外国人目線で制作を行うこと。
- ②制作にあたり、機構が所有・管理するコンテンツについては必要に応じ貸与・提供  
するものとする。貸与資料については、本事業遂行後、速やかに返却するものとする。  
その他、新規コンテンツ制作を行う際の記載内容の確認や、写真等の素材利用等の交

渉確認については、原則、受託者が行うこと。

- ③制作コンテンツは、パソコン及びスマートフォン（タブレット）それぞれの表示に適した形式とすること。
- ④WEBサイトの翻訳言語はターゲットに合わせた言語（英語・繁体字等）とし、必ずネイティブチェックを行うこと。
- ⑤構築するWEBサイトについては、CMSを搭載し文章及び画像、動画等が容易に更新、アップロードできる仕様とすること。
- ⑥一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとする。
- ⑦不具合が生じた場合を想定し、機構と受託者の連絡体制を構築し、速やかにトラブルの原因を解消すること。
- ⑧その他必要業務

## (2) 新規多言語（英語・繁体字等）コンテンツへの誘引プロモーションの実施

- ①機構サイトへ誘導目的とした、話題性・拡散性を持った各種広告等の実施。
- ②広告出稿については、目的に応じた最適な配信方法や配信回数について機構と協議の上、対象ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択し決定すること。

## 6 成果品

- (1) 機構の観光サイトに掲載されたコンテンツは、掲載後10日以内に電子データで次の業務成果品を提出すること。
  - ① 掲載記事データ（テキスト形式）
  - ② 掲載写真・イラストデータ（JPEG形式またはPNG形式）
  - ③ 掲載動画データ（MP4形式）
  - ④ その他、本業務に付随する写真データ、バナー等のデータ。
  - ⑤ その他、機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち機構が指示する資料一式
- (2) 新規多言語（英語・繁体字等）コンテンツへの誘引プロモーション業務で実施した内容、結果を示す報告書（例：広告出稿先数、広告内容リスト、効果測定データなど）。

## 7 委託事業完了報告書等の提出

令和2年3月13日（金）までに、次の報告書を提出すること。

- (1) 委託事業完了報告書（A4版用紙及び電子データ） 1式
- (2) その他関係資料及び電子データ 1式

## 8 委託費の額の確定

機構は、上記7により提出された委託事業完了報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。

## 9 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

## 10 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

## 11 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、発注者が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。

以上